

通帳発行手数料新設に伴う「通帳発行手数料に関する特約」制定のお知らせ

2022年11月

当会では、2022年11月29日（火）の「通帳発行手数料」の新設に伴い、普通貯金規定（または総合口座取引規定）および貯蓄貯金規定の関連規定として「通帳発行手数料に関する特約」を以下のとおり制定することといたしましたので、お知らせいたします。

なお、制定する特約は、制定日に当会ホームページへ掲載させていただきます。

1. 制定する特約

通帳発行手数料に関する特約

2. 制定日

2022年11月29日（火）

3. 特約の内容

通帳発行手数料に関する特約

1. （この特約の範囲）

この特約は、当会と貯金契約を締結する個人が当会に有する普通貯金口座および貯蓄貯金口座について、普通貯金規定（または総合口座取引規定）および貯蓄貯金規定に加えて適用されます。

2. （紙の通帳を発行する場合の手数料）

- (1) 当会所定の日以降に新たに開設された普通貯金口座(総合口座取引を含む)および貯蓄貯金口座については、店舗窓口で次の取引をしようとする場合には、当会所定の手数料をいただきます。
 - ① 紙の通帳の発行
 - ② 通帳レス口座を通帳発行口座に変更する場合の紙の通帳の発行
- (2) 紙の通帳を利用する場合であっても、当会所定の条件に該当する場合は、通帳発行手数料をいただかないこととします。
- (3) 前項の手数料は、通帳の発行時に店頭でお支払いいただきます。

3. （特約の変更等）

この特約の各条項その他の条件は、金融情勢その他相当の事由があると認められる場合には、当会所定の方法で公表することにより、変更できるものとします。

以 上

以 上

【本件に関するお問い合わせ】

茨城県信用農業協同組合連合会
営業部（貯金担当）

029 - 232 - 2038